

○由良町移住体験住宅登録要綱

令和7年5月30日
要綱第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅宿泊事業者が所有する町内の民泊施設を移住希望者に対して移住前に体験できる機会を提供する住宅（以下「移住体験住宅」という。）として登録する際に必要な手続等を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 和歌山県外在住者で本町への移住定住を検討している者をいう。
- (2) 住宅宿泊事業者 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する者をいう。
- (3) 民泊施設 法第3条第1項の規定に基づき届出を行った住宅をいう。

(移住体験住宅の登録)

第3条 町長は、住宅宿泊事業者から申請のあった場合は、次の各号のいずれにも該当する民泊施設を本町の移住体験住宅として登録することができる。

- (1) 由良町内に所在する民泊施設であること。
- (2) 次に掲げる全ての設備が設けられていること。
 - ア 台所
 - イ 浴室
 - ウ 便所
 - エ 洗面設備

2 町長は、移住体験住宅として登録した民泊施設の情報を町ホームページ等で発信するものとする。

(登録申請)

第4条 民泊施設を移住体験住宅として登録しようとする住宅宿泊事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して、由良町移住体験住宅登録申請書（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）及び誓約書兼同意書（別記第2号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 法第13条に規定する国土交通省令・厚生労働省令で定める様式の標識の写し

(2) 民泊施設の全景写真及び施設内の写真

(登録)

第5条 町長は、前条の規定により登録の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、由良町移住体験住宅登録通知書(別記第3号様式)により、適当でないと認めた場合は、由良町移住体験住宅不登録通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知する。

(登録条件)

第6条 町長は、前条の規定により移住体験住宅の登録を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この要綱及び関係法令を遵守すること。
- (2) 本町が別に定める「由良町移住体験住宅運用に係る遵守事項」の内容を遵守すること。

(登録の変更及び取消し)

第7条 住宅宿泊事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から起算して30日以内に由良町移住体験住宅登録事項変更届出書(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。

- (1) 法第3条第4項の規定に基づく届出を行ったとき。
- (2) 法第3条第6項の規定に基づく届出を行ったとき。
- (3) 前2号の規定によらず、何らかの事由により登録を取り消すとき。

(登録の取消し)

第8条 町長は、住宅宿泊事業者が法第4条に規定する欠格事由のいずれかに該当したとき、又は第6条に規定するいずれかの条件を遵守していないことを認めたときは、登録を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消した場合においては、由良町移住体験住宅登録取消通知書(別記第6号様式)により、宿泊事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第9条 町長は、移住体験住宅事業の遂行に支障を及ぼすと認めるときは、当該住宅を管理する住宅宿泊事業者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。